

## 熊本県地域療育センター事業実施要項

### 第1 目的

熊本県地域療育センター事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児、身体障害児、発達障害児、障害の疑いがある児童及びその家族等（以下「在宅障害児（者）等」という。）に対して、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅障害児（者）等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は、市町村（熊本市を除く。）とする。

なお、市町村は、適切な事業の実施が確保できると認める法人に委託することができる。

### 第3 実施機関

本事業の実施機関は各障害保健福祉圏域に設置された地域療育センターとする。

なお、地域療育センターは、各障害保健福祉圏域で各種の相談・指導、療育支援等を行う中核的な機関であり、その設置については、各障害保健福祉圏域で開催する地域療育ネットワーク会議で了承するものとする。

### 第4 事業種別・実施内容

地域療育センターは、次の事業を実施するものとする。

#### 1 療育相談員設置事業

療育相談員を配置し、在宅障害児等に対し、療育に関する相談に応ずるとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行う。

#### 2 在宅支援訪問療育等指導事業

在宅障害児（者）等に対し、訪問の方法により、各種の相談・指導を行う。

#### 3 在宅支援外来療育等指導事業

在宅障害児（者）等に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行う。

#### 4 施設支援一般指導事業

障害児通所支援（児童発達支援センターで行うものを除く。）を行う事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児（者）等の療育に関する技術の指導を行う。

### 第5 事業実施についての留意事項等

#### 1 療育相談員

「療育相談員」は、療育の知識を有するもので、在宅障害児（者）等からの相談に対し、適切に対応できると市町村長が認めた者とする。

#### 2 第4の2、3、4の事業を担当する職員

事業を担当する職員は、対象地域における対象者及び対象事業所の相談内容に対し、適切な指導・助言等ができる者とする。

### 3 事業計画の策定

地域療育センターは、実施主体及び関係機関と緊密な連携のもとに、在宅障害児（者）等からの登録申請書（様式第1号-1）や関係事業所からの利用申請書（様式第1号-2）の提出を求めるなどして対象地域の在宅障害児（者）等及び地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画（様式第2号）を策定するものとする。

### 4 相談・指導の記録

地域療育センターは、相談・指導の内容を対象者及び対象事業所ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに、指導に一貫性を保つように配慮するものとする。

### 5 秘密の保持

当該事業の実施にあたって職務上知り得た在宅障害児（者）等に関する秘密保持について、特に留意するものとする。

## 第6 関係機関との連携

実施主体は、対象となる障害保健福祉圏域の関係機関と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるため、策定した事業の実施計画を地域療育ネットワーク会議に提示し、了承を得るものとする。

## 第7 費用の支弁

事業に要する費用は、市町村が支弁する。

## 第8 補助

県は、実施主体の市町村に、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

## 第9 事業の承認

市町村長は、本要項に基づく事業を実施し、補助を受けようとする場合は、あらかじめ協議書（様式第3号）により、知事に協議し、承認を受けるものとする。

## 第10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。